

特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等基準を引き上げる規制の影響の事前評価書

1. 政策の名称

特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等基準の引上げ

2. 担当部局

経済産業省商務情報政策局 情報通信機器課 環境リサイクル室長 三浦 章豪

電話番号：03-3501-6944 e-mail：kaden-recycle@meti.go.jp

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長 庄子 真憲

電話番号：03-3593-8262 e-mail：hairi-recycle@env.go.jp

3. 評価実施時期

平成 27 年 1 月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）で、再商品化¹等に係る基準²について引上げることによって、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用をより一層推進する。

(2) 規制の内容

現行の家電リサイクル法の対象品目について製造業者等に課せられている再商品化等基準は、それぞれ、エアコン 70%、ブラウン管テレビ 55%、冷蔵庫・冷凍庫 60%、洗濯機 65%と設定されている。今般、これらの品目に係る再商品化等基準の引上げを次のとおり実施する。

	引上げ前	引上げ後
エアコン	70%	80%
冷蔵庫・冷凍庫	60%	70%
洗濯機・衣類乾燥機	65%	82%
液晶テレビ・プラズマテレビ	50%	74%

(注) ブラウン管テレビ：変更なし (55%)

¹ 廃棄物の部品や材料を、別の製品の部品や原材料として自ら利用したり、そのために有償・無償で譲渡し得る状態にすること。

² 「再商品化等基準」という。製造業者等が、再商品化等の実施の際に従わなければならない基準で、廃棄物の総重量に対する再商品化等されたものの総重量の割合で示される。

(3) 規制の必要性

平成13年の家電リサイクル法施行以来、製造業者等の再商品化等技術の進展等により、再商品化等基準に係る実績が上昇してきており、平成20年度には、製造業者等による再商品化等実績が再商品化等基準を大幅に上回っていた。その状況を改善し、製造業者等による再商品化等の技術開発等の努力が今後も継続的に実施されることを促進する観点から、平成21年4月1日施行の政令改正において、再商品化等基準の引き上げを措置した。

更に近年、プラスチックの再商品化等技術が更なる進展を遂げるなかで、再商品化等の実績がさらに改善しており、再商品化等の実績と、政令に定める再商品化等基準との間に乖離が再び生じている状況にある。

こうした背景の下、法の施行状況等について評価・検討を行う産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価・検討小委員会の合同会合において、「再商品化等基準については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」（平成26年10月「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」）という指摘がなされたところである。これらを踏まえ、引き続き、製造業者等による再商品化等の技術開発等の努力が実施されるよう、再商品化等基準の引き上げを図るものである。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名称]

特定家庭用機器再商品化法施行令

[関連条項]

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、液晶テレビ・プラズマテレビに係る再商品化等基準を引き上げる（施行令第3条）

(5) 規制により影響をうける関係者

対象品目の製造業者等

5. 想定される代替案

本改正では、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、現行の再商品化等の状況を踏まえた再商品化基準の引上げを行うことを内容としている。

これに対して、代替案として、改正案よりも更に資源の有効な利用を推進する方向を追求し、現在の実績を上回る水準まで引き上げるものが想定される。（具体的には、再商品化等基準の算出根拠のうち、分離・リサイクルが容易なプラスチックについても回収効率を金属と同様に95%と見込んだものを想定。）

	引上げ前	引上げ後	代替案
エアコン	70%	80%	85%
冷蔵庫・冷凍庫	60%	70%	90%
洗濯機・衣類乾燥機	65%	82%	88%
液晶テレビ・プラズマテレビ	50%	74%	81%

6. 規制の費用

<改正案> ～現状を踏まえた再商品化等基準の引上げ

①製造業者等の負担

家電リサイクル法の再商品化等基準は、製造業者等が再商品化等を行う場合に最低限達成しなければならないものとして、特に法的措置をもって義務付けを行うものであり、今後、仮に資源価格が下落して、素材の需要が減少することにより、有償又は無償での引渡しが困難となり、再商品化率が低下したとしても、なお達成することが求められる。

改正案による再商品化等基準の引上げは、現状の技術水準を踏まえて設定しているため、これにより製造業者等に直ちに大きな負担が生じるものではないと考えられる。

ただし、将来的に、素材の需要が著しく減少し、資源価格が大幅に下落した場合には、引き上げられた再商品化等基準を達成するために、人件費や設備投資の増加等、製造業者等に追加的な負担が生じる可能性もある。

②小売業者の負担

特になし

③中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者の負担

特になし

④国民（消費者）・社会の負担

再商品化等基準の引上げによって製造業者に大きな設備投資等が必要となる場合には、間接的な影響として、その費用が再商品化料金等へ転嫁される可能性も考えられるが、上述したように、引上げの程度は現状の技術水準を踏まえて設定し、実績としては既に基準は達成しており、大きな対応は発生しないと予想されることから、直ちにそうした状況が生じることは現時点では想定しがたい。

⑤市町村の負担

特になし

⑥国（経済産業省、環境省）の負担

特になし

<代替案> ～プラスチックの回収効率を金属と同様と見込んだ再商品化等基準の引上げ

①製造業者等の負担

代替案では、新たに再商品化等基準の算出根拠に追加するプラスチックの取扱いとして、分離・リサイクルが容易なプラスチックの回収効率を金属と同様 95%と見込み、改正案よりも高い水準の達成を求めることとなる。

その結果、代替案によれば、冷蔵庫・冷凍庫の再商品化等基準（90%）は現状の再商品化等の実績（平成 25 年度：80%）を上回るものとなっている。かかる状況の下で、代替案のような高い再商品化等基準が設定されると、冷蔵庫・冷凍庫については現状よりも再商品化率を向上させるため、またその他の品目についても、今後、仮に資源価格が下落した場合でも再商品化等基準を達成できるようにするため、製造業者等は、①再商品化等の実績量を増やすべく、選別工程を大幅に増強して素材ごとの分別を相当細かく行わなければならない、それによる人件費の負担が見込まれる、②相当に高性能な分別装置を導入しなければならない、それによる設備投資の増加が見込まれる等、改正案よりも重い追加的な負担を強いられることとなると見込まれる。

②小売業者の負担

特になし

③中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者の負担

特になし

④国民（消費者）・社会の負担

代替案では、上述のとおり、資源価格の下落等の外部要因の変化によらず、製造業者等において基準を達成するための新たな設備投資等が不可欠となると予想される。その間接的な影響として、それら費用が再商品化等料金へ転嫁される可能性は改正案よりも高いといえる。

⑤市町村の負担

特になし

⑥国（経済産業省、環境省）の負担

再商品化等基準を達成できない製造業者等があった場合、それに対する指導・助言、勧告等の対応が必要となることから、追加的な費用が発生すると見込まれる。

7. 規制の便益

以下に、改正案及び代替案による便益面での影響を示す。

<改正案> ～現状を踏まえた再商品化等基準の引上げ

改正案では、社会全体としては、現行から効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。

<代替案>～プラスチックの回収効率を金属と同様と見込んだ再商品化等基準の引上げ

改正案による便益に加えて、社会全体としての資源回収量や埋立て・焼却に係る環境面への影響に関する便益は一定程度は大きくなると見込まれる。また、それに伴って製造業者等における売却益の増加や自社での活用による外部からの購入量の節約などの面で便益が見込まれる。

8. 政策評価の結果

家電リサイクル法は、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機などの家庭用の機器から有用な部品や材料をリサイクルすることで、廃棄物の減量や資源の有効利用の推進を図り、生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

今回の規制（政令改正）は、その実現を更に目指すため、現状や課題を踏まえた見直しを行うものである。

改正案は、現行の技術水準等を踏まえて妥当な範囲で再商品化等基準の引上げ等を行うものとなっている。将来的には、資源価格が大幅に下落し、素材の需要が著しく減少した場合でも基準達成のために人件費や設備投資の増加等、製造業者等に追加的な負担が生じる可能性はあるものの、現時点では、製造業者等が既に基準を満たしていることも踏まえると、改正案により新たに発生する費用は限定的である。

一方、代替案においては、より一層の廃棄物の減量及び資源の再利用を図るため、現在の実績を上回る水準まで引き上げることとしている。

しかし、製造業者等は、代替案の基準を達成できるようにするためには、選別工程を大幅に増強し素材ごとの分別を相当細かく行わなければならない、そのための人件費や高性能な分別装置の導入や改良など追加的な費用が発生することが確実であり、改正案に上乘せする便益以上に費用等の発生が見込まれるといえる。それらの費用について、国民が支払うこととなる再商品化等料金へ転嫁される可能性も改正案より高く

なり、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。

以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、今回の改正案を選択することが妥当であると評価する。

9. 有識者の見解その他の関連事項

家電リサイクル制度の評価・見直しについては、平成 25 年 5 月から平成 26 年 7 月にわたり、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合において検討され、「再商品化等基準については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」（平成 26 年 10 月「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」）という指摘がなされた。これを受けて、平成 27 年 1 月の同合同会合において再商品化等基準の引上げ案が検討され、合意が得られたところ。

10. レビューを行う時期又は条件

今回の検討から 5 年後を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。